令和７年度　年度更新説明会

１．委託解除について

・年度末までに新年度の委託継続について確認を行う

・委託解除日の７日前までに「労働保険事務等委託解除通知書」を取り交わす

・令和７年３月までの委託解除分については、今月中に提出
事務組合内での退会処理や関係書類の収集等が全て完了していなくても、委託解除日以降、速やかに委託解除届を提出すること

２．事務組合の役割について

・福岡県内の事務組合数	２９７	（令和７年４月現在）
・事務組合委託事業数	４３，０００	（令和６年９月末現在）
・事務組合が取り扱う労働保険料	２３４億円	（令和６年９月末現在）

３．年度更新とは

・今年度の手続きの全ての基

・保険年度は４月１日から次の年の３月３１日

・賃金総額にその事業に定められた保険料率を乗じて算出

・年度当初に概算で保険料を納付し、年度末に確定精算

・年度更新提出書類受付期間　毎年６月１日から**７月１０日**